

学位授与申請資格・学位審査基準（課程博士）

<博士後期課程（応用生物学専攻）>

（１）学位授与申請資格

当該専攻の博士後期課程の所定の単位を修得あるいは修得予定であること。

また、学位申請する博士論文の主要な内容が、査読を有する英文学術雑誌に、申請者を筆頭著者とする原著論文として1報以上掲載（受理を含む）されていること。

なお、学位申請する博士論文の主要な内容が、査読を有する英文学術雑誌に、申請者を筆頭著者とする原著論文として3報以上掲載（受理を含む）されているかそれに準ずる顕著な業績をあげている場合は、大学院学則第32条ただし書きにある「優れた研究業績を上げた者」として、期間短縮の申請を可能とする。

（２）学位論文審査手続き

① 審査手続き

学位論文の審査は、第1次審査（審査委員会委員による個別審査）と第2次審査（論文発表会後の審査委員会委員および専攻教授会議の構成員による審査）を経て、研究科教授会の投票により学位授与の可否を決定する。

② 第1次審査

審査委員会委員による論文の精査の後、申請者との面接により内容について審査する。必要があるときは、申請者に論文の修正や追加資料を提出させることができる。第1次審査で申請論文が可と評価された場合、第2次審査を行うものとする。

③ 第2次審査

審査委員会委員および専攻教授会議の構成員の出席する公開の論文発表会を開き、審査委員会委員および当該専攻教授からなる会議で合否を判断する。

（３）学位論文審査の審査項目と評定基準

① 審査項目

第1次審査は、以下の項目で審査する。

- (1) 学術的な重要性・妥当性
- (2) 研究計画・研究方法の妥当性
- (3) 研究の独創性・革新性
- (4) 博士論文の構成・体裁

第2次審査は、上記の(1)～(4)に加え、以下の項目も審査する。

- (5) プレゼンテーションの能力

② 評定基準

(1) 第1次審査

審査委員会委員全員がすべての審査項目において基準に達すると評価した場合を可とする。

(2) 第2次審査

審査委員会委員および専攻教授会議の構成員が合否を判断する。出席者の3分の2以上が可と評価した場合を合とする。